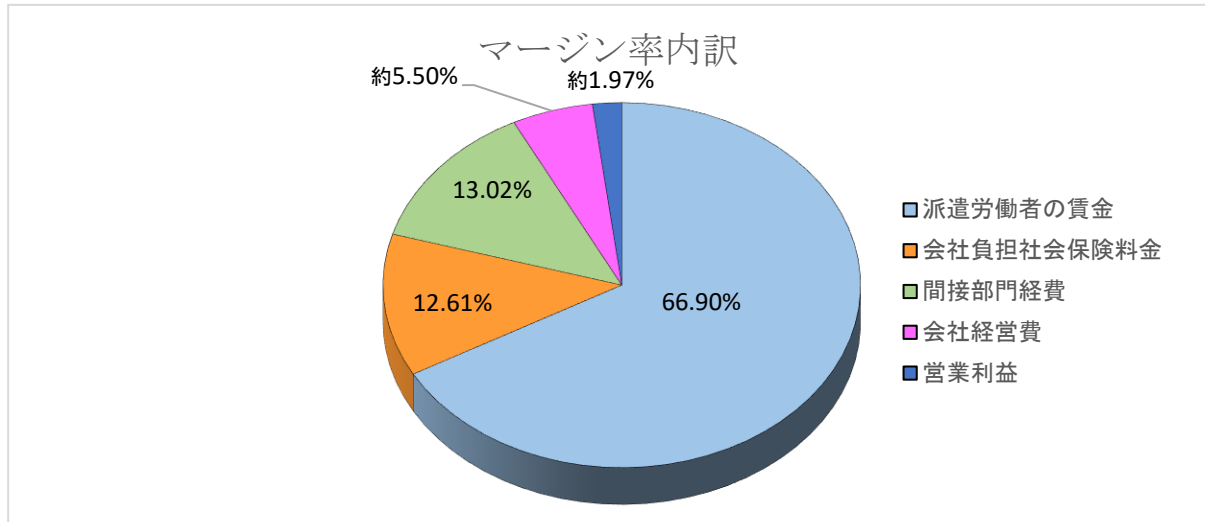


第3 2期派遣社員マージン率

(令和元年8月1日～令和2年7月31日を集計)

33.1%



I. マージン率とは

マージン率とは、「派遣先のお客様に請求する派遣料金」から「弊社の社員として勤務した方へお支払いする金額※1」を差し引いた残金を比率で表したもので、以下の計算式にて算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣社員への給与額の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

上記のマージン率は本社、犬山事業所、四日市事業所、滋賀事業所、京都事業所において人材派遣事業員として働く全ての社員の平均額から算出した比率です。

※1 この金額には通常支払われる給与の他に残業代、休日出勤割増賃金、有給手当、賞与、旅費交通費、外勤手当、内勤手当が含まれています。

個人負担の健康保険料（介護保険料を含む）、厚生年金保険料、雇用保険料はこの中から控除されますが、会社負担分の健康保険料（介護保険料を含む）、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当引当金等（円グラフ中の「会社負担社会保険料」）は別途発生し、会社はこの保険料等を負担する必要があります。

また、管理スタッフ、営業スタッフ、事務スタッフ等の人件費（円グラフ中の「間接部門経費」）を会社は運営に必要な経費として負担しています。

会社負担分社会保険料と間接部門経費を合算すると25.63%必要なため、このマージン率から差し引くと、7.47%が残ることになります。

II. 「7.47%」は全て会社の利益となるのか

「7.47%」の全てが会社の利益となる訳ではありません。

以下の経費等を会社は「7.47%」の中から支払っています。

- 社員を募集する為の「求人広告」や「Web」、「企業展」参加等の求人費
- 社員の慶弔金や親睦会費、勤労福祉サービスセンターの会費等の福利厚生の金額
- 新入社員研修や通信教育、キャリアアップ訓練等の教育訓練費（休業訓練含）
- 新型コロナウイルス感染症対策等による、休業者への休業補償
- 本社や各事業所の光熱費、通信費、家賃、車輛費等、事務所を運営するための維持費
- ユニテック自社ビルの維持・改修・修繕費、会社所有駐車場の維持・改修・修繕費
- 社員への給与明細や連絡書類等の送付に必要な経費等